

2. 固定資産税

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特 例及び基準年 度制度が創設 された。	免税点 償却資産 10万円 固有資産等所 在市町村交付 金、公社有資 産所在市町村 納付金制度が 創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実施に 伴い土地について税額 の激変緩和の暫定措置 が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間（昭和 39年度～昭和40年度） 土地 2 万 4 千円

年度 項目	49	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超え る住宅用地については、その上に存す る住居1戸につき200㎡までの住宅用 地）について、課税標準をその価格の 4分の1の額とする措置が講ぜられ た。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭 和49年度及び昭和50年度の固定資産税 の額について、原則として前年度の課 税標準となるべき額の1.5倍の額に よって算定した税額とする措置が講ぜ られた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額 の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和 53年度まで新たな負担調整措置が講ぜ られた。 (2) 農 地 昭和39年度以来税額が据え置かれて いたが、昭和51年度から昭和53年度ま で段階的な課税の適正化措置が講ぜら れた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準 となるべき額の算定に用いる調整率が 1年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭 和56年度まで昭和51年度と同様の負 担調整措置が講ぜられた。 (2) 農 地 評価替えに伴い昭和54年度から昭 和56年度まで昭和51年度と同様の負 担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものに ついて新たな負担調整率が設けられ た。

（注） 昭和61年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に関し特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について課税の適正化を図るとともに、A、B農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)	(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。 (2) 農 地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (4) 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)

年度 項目	9	10
税 率		
そ の 他	(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあっては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。 (2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であって、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
1 土 地 (1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3) (2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3) 2 家 屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)	地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。

12	13	14	15
平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。	住宅が天災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、天災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。	(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。 (2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。

(固定資産税つき)

年度 項目	16 (改正案による)
税 率	制限税率の廃止
そ の 他	(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を講ずる。 (2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。

3. 軽自動車税 (自転車税, 荷車税, 自転車荷車税)

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36
税 率	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗 用 3,000円 貨物用 2,500円

4. 市町村たばこ税 (市町村たばこ消費税)

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38
税 率		(創 設) 税 率 115分の10	税 率 9 %	税 率 11%	税 率 12%	税 率 13.4%

年度 項目	63	平成元年度	9
税 率	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

40	51	54	59	60
四輪以上の もの 乗 用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 { 営業用年額 2,900円 自家用年額 3,300円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円 制限税率 標準税率の1.2倍	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを 含む。） 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗 用 { 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 { 営業用年額 2,900円 自家用年額 3,650円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円 (2) 軽自動車及び小 型特殊自動車 二輪のもの（側車 付のものを含む。） 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円 (3) 二輪の小型自動 車 年額 4,000円	標準税率 原動機付自転車 (イ) 50cc以下 ((=)に掲げるも のを除く。) 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～ 90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 年額 2,500円

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等 分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につ き350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月から昭和 62年3月までの間に行われた売渡 し等分については、特例措置とし て、1,000本につき 290円を加算	従量割の税率の引上げ等の特例措置 が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置 が、昭和63年3月31日まで延長された。

11	15
平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円